

配当還元方式による自社株対策 ～相続開始後の対策2～ その8

今回から「配当還元方式による自社株対策」をシリーズで解説してきましたが、今回が最終回です。今回は、前回に引き続き相続発生後においても、同族株主に該当する株主が、遺産分割によってどのように自社株を相続するかにより、相続税の負担がどのくらい増減するかについて設例で確認します。

2. 被相続人の議決権割合が20%で、相続人が配偶者と子2人の場合

被相続人の議決権割合が20%で相続人（同族株主）が配偶者と子2人の場合、誰が何株相続するかによって、原則的評価方式で評価される相続人と、特例的評価方式によって評価される相続人に区分されます。

その場合に、配偶者が相続する株式については原則的評価方式で、子が相続する株式は特例的評価方式によって評価されるよう株式を分割するようにします。そして、配偶者の相続開始前に配偶者が相続した株式を孫などへ生前贈与するなどの対策によって、配偶者の相続税（第二次相続）を軽減することができます。

【設例】

1. 被相続人 父（令和5年3月死亡）

2. 相続人 母・長男・長女

3. 父の相続財産

(1) A社株式 20,000株（原則的評価額 5,000円/株、配当還元価額 200円/株）

(2) その他の財産 30,000万円

※ A社（7月決算）の発行済株式数と株主

発行済株式数 100,000株（父の兄 80,000株、父 20,000株）

4. 遺産分割

(1) A社株式

① 分割案1 母 10,002株、長男 4,999株、長女 4,999株

② 分割案2 母 10,000株、長男 5,000株、長女 5,000株

母はA社株式を相続した後に、長男の妻とその子へそれぞれ 3,400株を、長女の子へ残余の株式を令和5年7月に贈与した。

(2) その他の財産 法定相続分どおり相続する

5. 相続税の計算

（単位：万円）

	分割案1			分割案2		
	母	長男	長女	母	長男	長女
A社株式	5,001	100	100	5,000	2,500	2,500
その他の財産	15,000	7,500	7,500	15,000	7,500	7,500
課税価格	20,001	7,600	7,600	20,000	10,000	10,000
相続税の総額	7,540			9,220		
各人の算出税額	4,284	1,628	1,628	4,610	2,305	2,305
配偶者の税額軽減	△3,770	—	—	△4,610	—	—
納付税額	514	1,628	1,628	0	2,305	2,305
合計税額	3,770			4,610		

この設例の場合、母、長男及び長女は全員同族株主に該当します。

しかし、分割案1の場合、母は相続によって取得した株式数（議決権割合）は、10,002株÷100,000株÷10%で5%以上であることから、その株式は「原則的評価方式」によって評価されます。一方、長男や長女は取得後の議決権割合は5%未満で、かつ、中心的な同族株主に該当しないことから「特例的評価方式（配当還元価額）」によって評価することになります。また、母が相続した株式を長男や長女の子などへ贈与する場合の株式の評価額も、受贈者全員同族株主に該当しますが、取得後の議決権割合が5%未満になるように贈与すれば「特例的評価方式」によって評価され、その価額は贈与税の基礎控除額以下の贈与になることから、贈与税も課税されません。

分割案2の場合、相続人全員が同族株主で取得後の議決権割合が5%以上となるため、「原則的評価方式」によって評価されます。

（文責： 山本和義）